

さいたま市大宮盆栽美術館 ライトアップ及び盆栽文化啓発業務
要求水準書

1 件名

さいたま市大宮盆栽美術館 ライトアップ及び盆栽文化啓発業務

2 履行期間

契約締結日から令和8年1月30日（金）まで

3 履行場所

さいたま市北区土呂町2-24-3

4 予算の上限額

13,753,000円（消費税及び地方消費税を含む）

5 業務の目的

本業務は、大宮盆栽村100周年記念事業の一つとして、大宮盆栽美術館で実施する盆栽村開村の歴史を振り返る特別展に合わせ、美術館を夜間に開館し、ライトアップを含む次世代への盆栽文化啓発事業を行うことにより、盆栽ファンの拡大、来館促進及び次世代への盆栽文化啓発を図ることを目的とする。

6 業務の概要

(1) 実施期間（予定）

令和7年11月8日（土）～令和7年11月24日（月祝）のうち、金・土・日・祝日の9日間

17:00～20:00

※11月7日（金）17:00～20:00に、メディア・近隣住民向け内覧会を実施予定。

※災害等により来館者の安全が確保できないと判断した場合は、委託者の判断により中止とすることがある。その場合は、別日での実施は行わない。

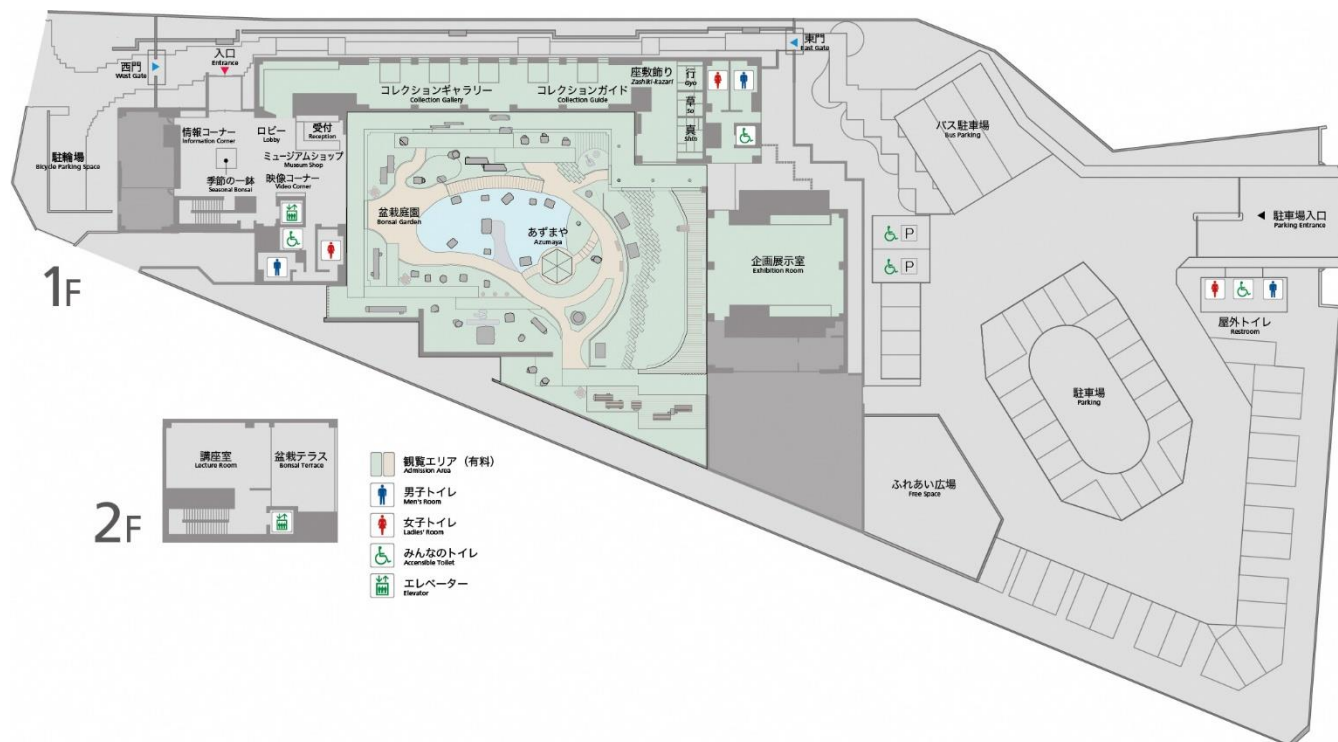
(2) 設営・撤去

設営日 実施期間より前の、原則として木曜日（休館日）に実施

撤去日 令和7年11月25日（火）から令和7年12月12日（金）のうち、原則として木曜日（休館日）に実施し、速やかに原状回復すること。

(3) 業務対象範囲

以下のさいたま市大宮盆栽美術館敷地内とする。



※企画展示室は特別展で使用するため、本業務では使用しない。また、ロビー、コレクションギャラリー及び講座室は特別展で使用するが、本事業で一部使用する場合は受託後に調整の上、決定する。

※飲料（アルコールは除く）や軽食の提供も可とする。その場合は運営スタッフの配置を含めて提案内容に盛り込み、場所については受託後に調整の上、決定する。

7 業務内容

以下の業務内容を実施するにあたり、効果的な企画を提案すること。

(1) 盆栽庭園等のライトアップの企画・実施

- (ア) 100 周年の歴史を振り返る特別展に合わせた古き良き和文化の演出や、盆栽の造形美を際立たせる演出などを行うこと。
- (イ) ライトアップは、大宮盆栽美術館の盆栽庭園に配置されている盆栽の活用を必須とする。
- (ウ) 使用するライトは盆栽への影響に配慮し、LED等の発熱しづらい物とすること。
- (エ) 演出の一部として音楽等を活用してもよいが、使用する音楽は、会場の雰囲気に合わせてものとし、音量については、近隣住民に配慮すること。
- (オ) 現地調査の上、照明機材、音響設備等の設営を行うこと。その際、必要な設備の調達、電源の調査・確保、事前演出確認も行うこととする。なお、設置した機材は、受託者の責任において管理し、万一破損した場合に発生した負担は受託者によるものとする。

- (カ) 機材の設置にあたっては、観覧者の安全に配慮するほか、日中の景観や盆栽の管理（水やり等）を阻害しないように配慮すること。
 - (キ) 庭園のほか、正面入口、西門と東門の間、駐車場について来館者の通行に十分な明るさを確保すること。
 - (ク) 電気代は委託者が負担するものとするが、電池式を含め、省電力化に努めること。
- (2) 若年世代への盆栽文化啓発事業の企画・実施
- (ア) 若年世代への盆栽文化啓発に寄与し、実施期間中及び今後の来館促進・リピーター化・日中の盆栽村の周遊につながるような魅力ある企画を実施すること。
 - (イ) 大宮盆栽村 100 周年を記念する事業として、大宮盆栽村及び盆栽文化の歴史と伝統を踏まえた、楽しく、学びのある内容とすること。
 - (ウ) 大宮盆栽美術館が提供する映像・画像資料（貸出しあり）を活用することができる。
 - (エ) 映像や物品等を作成する場合は、業務終了後も来館促進や盆栽文化啓発のため市が活用できるものとする。
- (3) 安全管理
- (ア) 来館者の安全を確保するため、資器材の適切な保守・運用、必要に応じたスタッフや警備員の配置、及び誘導灯や立ち入り禁止エリアの明示等のリスク対策措置を取ること。
 - (イ) トラブルが起きた際に迅速に対応できる体制を構築し適切に対処すること。
 - (ウ) 警備員の配置にあたっては、体制に万全を期すため、委託者が指定する警備会社を活用することとし、受託後は協力体制をとること。警備体制は最大 2 名を想定しており、その際の費用としては、25 万円（税込み）程度を見込むこととするが、受託後協議の上決定する。
 - (エ) 入館の受付及びミュージアムグッズの販売は委託者が行う。
- (4) 広報及び広告物の制作
- (ア) 来館者の SNS 投稿を自然に促すような内容を企画すること。
 - (イ) 同時期に開催する他の大宮盆栽村 100 周年記念事業と連携すること。
 - (ウ) 11 月 7 日（金）に、委託者と協議・連携して簡易的な内覧会をメディア・近隣住民向けに実施するものとし、内容について提案すること。なお、対象者の選定及び周知は委託者が行う。
 - (エ) 来館者が自発的に SNS 投稿を行いたくなるような、当館の名称を記載した屋外広告物を制作し、西門付近に設置すること。なお、デザインは大宮盆栽美術館の外観に調和させること。
 - (オ) A4 チラシ 3,000 枚、A2 ポスター 100 枚を制作し、データと共に市に一括納品すること。なお、データについては PNG 形式とする。
- (5) その他
- 以上に加え、本業務を活性化させる取組について 1 つ以上提案すること。

8 業務のスケジュール（予定）

受託後～	準備・各種調整・設営
令和7年11月7日	内覧会
令和7年11月8日～11月24日	イベント実施
令和7年11月25日～12月12日	撤去
令和8年1月30日	業務終了

9 業務実施計画書の提出

受託者は、契約締結後、速やかに本委託業務の実施計画（実施体制、設計図書、事業内容等）を作成し、市に提出すること。また、計画を変更しようとする場合には、速やかに市の承認を受けること。

- (1) 本業務委託を指揮する業務実施責任者を配置すること。
- (2) 業務実施責任者は、やむを得ない場合を除いて変更しないこと。

10 事業実施報告書の作成

事業完了の際の完了報告書には、本事業実施後の評価や効果測定、検証などを行った結果をA4用紙2枚程度にまとめ、提出すること。

11 業務完了後の提出書類

受託者は、業務を円滑に遂行し、以下の内容を含む事業実施報告書を図面及び写真などを使用して2部、電子データ（DVD・R等）2部と、全ての業務完了時に、業務完了報告書を提出すること。

- (1) 事業実施報告書
- (2) その他、本業務で作成した資料

12 委託料の支払い

委託料の支払いは、業務完了後、業務完了報告書を提出し、委託者の確認検査を経た後、一括払いとする。

13 著作権等について

- (1) 受託者は、本業務の実施に伴い、新たに制作した成果品（その構成物を含む。）の著作権は、全て委託者が所有するものとし、委託者の承認を得ずして他に貸与、使用等してはならない。
- (2) 成果物及び付属品に含まれる第三者の著作権その他の権利についての交渉・処理は、受託者が納品前に処理を行うこととし、その経費は委託料に含む。

1 4 一般事項

- (1) 仕様書に記載されていない事項、法令により義務付けられている事項及びその他の事項についても、軽微な変更など業務上当然に必要な事項として、業務履行の範囲に含まれるものとする。
- (2) 受託者は、業務の全部を一括して、または業務の監督管理に係る部分等業務の主たる部分を再委託してはならない。業務の一部を再委託するときは、あらかじめ委託者の承諾を得るものとする。
- (3) 受託者は、事業実施にあたり委託者と適宜協議を行うものとし、委託者より打ち合せ等について連絡を受けたときは、直ちに対応するものとする。
- (4) 仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は仕様書に定めのない事項については、委託者、受託者協議のうえ、これを定める。
- (5) 受託者は業務遂行中、不測の事故等が発生した場合には、直ちに委託者へ連絡するとともに、適切な処理を行わなければならない。
- (6) 受託者において仕様書で定める事項に逸脱する行為が認められた場合には、委託者は調査の実施又は業務の中止を受託者に命じることがある。
- (7) 受託者は、本業務の実施により、委託者又は第三者に損害を及ぼしたときは、委託者の責任に帰する場合のほかは、全て受託者の責任において処理するものとする。
- (8) 受託者は、業務遂行に当たり、さいたま市グリーン購入推進基本方針に配慮するものとする。
- (9) 感染症の状況、大規模災害や気象警報発生時等により本業務の実施を延期又は中止すると委託者が判断した場合(受託者の責めによる場合を除く)は、受託者は業務が完了している部分の業務報告を行い、委託者が適正と認めた場合に限り業務を完了した部分についての委託料を支払うものとする。中止の連絡が当日の場合においては、契約金額の総額の範囲内で、受託者と協議して取り決めた金額を支払うものとする。
なお、その際には必ず、受託者は完了した業務及び金額の内訳が分かるものを提出することとする。
- (10) 受託者は、当該業務の遂行に際して知り得た情報等については、いかなる理由をもっても委託業務期間中及び委託業務期間終了後において、第三者に漏らしてはならない。
- (11) 本業務の実施が延期又は中止となった場合、双方協議の上で契約の変更又は解除ができるものとする。
- (12) 本業務の遂行に係る各所法令等を遵守するほか、「さいたま市業務委託契約基準約款及び別記・情報セキュリティ特記事項」の規定を遵守することとする。
- (13) 仕様書については、本要求事項に従って受託者が作成し委託者へ提出した企画提案書を基に、委託者と受託者の協議の上で作成する。

1 5 人権尊重に関する特記事項

受託者は、業務を履行するにあたり、人権の尊重を基本とするとともに、人権に関する社員研修の実施等により、業務従事者が人権に配慮することができるように努めること。